

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香美市は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

香美市長

公表日

令和8年3月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	<p>【母子保健法に基づく事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠の届出の受理、母子健康手帳の交付に係る事務 ・低体重児、未熟児の届出の受理に係る事務 ・妊産婦健康診査の受診台帳管理、保存に係る事務 ・乳幼児健康診査の受診台帳管理、保存に係る事務 ・妊産婦の訪問指導等に係る個人カルテ作成、管理、保存に係る事務 ・新生児及び乳幼児訪問指導等に係る個人カルテ作成、管理、保存に係る事務 <p>【予防接種法に基づく事務】</p> <p>①予防接種法第5条第1項の規定に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、定期の予防接種を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の実施に係る事務 ・予防接種台帳の作成、管理、保存に係る事務 ・健康被害の救済措置に係る ・予防接種費用の実費徴収に係る事務 <p>(予防接種法第2条第3項及び第6条第3項に規定するB類疾病について、実費を徴収する。ただし、経済的理由により、その費用を負担することができないと認める時は徴収しない。)</p> <p>②予防接種法第6条に規定する臨時に行う予防接種について、厚生労働大臣及び都道府県知事より指示があった場合は、定期の予防接種に準じた事務を実施する。</p> <p>【新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)による予防接種の実施に関する事務】</p> <p>住民接種: 特措法第27条の2に基づき実施 特定接種: 特措法第28条に基づき実施 予防接種法第6条第3項の規定による予防接種とみなし同法の規定を適用</p>
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
妊産婦健診ファイル、予防接種ファイル、宛名管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表の14、70、126の項 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153、154 <p>【情報照会事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153、154
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	香美市総務課 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号 電話0887-53-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	香美市健康推進課 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号 電話0887-52-9281
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small> <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 </small>
いつ時点の計数か	令和7年12月25日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満 <small> <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 </small>
いつ時点の計数か	令和7年12月25日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし <small> <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし </small>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	ダブルチェックやミスが発生しないような体制づくりをし、対策をしている。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> [9] 従業者に対する教育・啓発 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)は、市が実施する研修を受講している。課長に確認を受け、職員全員が研修を受講している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 健康介護支援課長 中山 繁美	②所属長 健康介護支援課長 前田 哲夫	事後	人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更には該当しない。
平成28年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年2月10日 時点	平成28年1月31日 時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成28年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年2月10日 時点	平成28年1月31日 時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年6月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 健康介護支援課長 前田 哲夫	②所属長 健康介護支援課長	事後	新様式に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年6月25日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年1月31日 時点	平成31年6月25日 時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年6月25日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年1月31日 時点	平成31年6月25日 時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年6月25日	IV リスク対策 1～9	—	各項目追加による記載	事後	新様式に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年11月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年6月25日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年11月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年6月25日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		【新型コロナウイルス等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）による予防接種の実施に関する事務】 特定接種：特措法第28条に基づき実施 予防接種法第6条第1項の規定による予防接種とみなし同法の規定を適用 住民接種：特措法第46条に基づき実施 緊急事態宣言有 予防接種法第6条第1項の規定による予防接種とみなし同法の規定を適用 緊急事態宣言無 予防接種法第6条第3項の規定による予防接種とみなし同法の規定を適用 を追加	事後	
令和3年1月4日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の10、49の項	番号法第9条第1項 別表第一の10、49、93の2の項	事後	
令和3年1月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号 別表第二 17、18、19、56の2項	番号法第19条第7号 別表第二 17、18、19、56の2、115の2の項	事後	
令和3年7月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号 別表第二 17、18、19、56の2、115の2の項	【情報提供の根拠】 1. 番号法第19条第7号及び別表第二 115の2の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2 【情報照会事務】 1. 番号法第19条第7号及び別表第二 115の2の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2 ②予防接種法第6条に規定する臨時に行う予防接種について、厚生労働大臣及び都道府県知事より 指示があった場合は、定期の予防接種に準じた事務を実施する。		委員会への報告の必要はなしと事前連絡あり
令和3年9月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	②予防接種法第6条に規定する臨時に行う予防接種について、厚生労働大臣及び都道府県知事より 指示があった場合は、定期の予防接種に準じた事務を実施する。 【新型コロナウイルス等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）による予防接種の実施に関する事務】 特定接種：特措法第28条に基づき実施 予防接種法第6条第1項の規定による予防接種とみなし同法の規定を適用 住民接種：特措法第46条に基づき実施 緊急事態宣言有 予防接種法第6条第1項の規定による予防接種とみなし同法の規定を適用 緊急事態宣言無 予防接種法第6条第3項の規定による予防接種とみなし同法の規定を適用	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・ワクチン接種システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明		修正のため委員会への報告なし
令和3年9月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	健康管理システム、総合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、総合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム（VRS）		修正のため委員会への報告なし
令和3年9月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項 別表第一の10、49、93の2項	・番号法第9条第1項 別表第一の10、49、93の2項 ・番号法第19条15号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第5号（委託先への提供）		修正のため委員会への報告なし

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第19条15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供)	番号法第19条16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	時点日の変更であり、重要な変更に該当しない。
令和3年12月10日	II しいき値判断項目 1. 対家人数 いつの時点の計数か	令和1年11月1日 時点	令和3年12月10日 時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更に該当しない。
令和3年12月10日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年11月1日 時点	令和3年12月10日 時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更に該当しない。
令和4年2月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 1. 番号法第19条第7号及び別表第二 115の2の項 【情報照会事務】 1. 番号法第19条第7号及び別表第二 115の2の項	【情報提供の根拠】 1. 番号法第19条第8号及び別表第二16の2項、16の3項、115の2の項 【情報照会事務】 1. 番号法第19条第8号及び別表第二16の2項、115の2の項	事後	法令の条項号ズし及び記載漏れを追記する変更であり、重要な変更に該当しない。
令和6年1月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康介護支援課	健康推進課	事後	令和5年4月1日付組織編成に伴う課名変更のため
令和6年1月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康介護支援課長	健康推進課長	事後	令和5年4月1日付組織編成に伴う課名変更のため
令和6年1月12日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	香美市健康介護支援課 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号 電話0887-52-9281	香美市健康推進課親子すこやか班 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号 電話0887-52-9281	事後	令和5年4月1日付組織編成に伴う課名変更のため
令和7年12月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	【予防接種法に基づく事務】 ①予防接種法第5条第1項の規定に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、 定期の予防接種を実施する。 ・予防接種の実施に係る事務 ・予防接種台帳の作成、管理、保存に係る事務 ・健康被害の救済措置に係る ・予防接種費用の実費徴収に係る事務 (予防接種法第2条第3項及び予防接種法第6条第3項に規定するB類疾病について、実費を徴収する。ただし、経済的理由により、その費用を負担することができないと認める時は徴収しない。) ②予防接種法第6条に規定する臨時に行う予防接種について、厚生労働大臣及び都道府県知事(以下、「特措法」という。)による予防接種の実施に関する事務 特定接種:特措法第28条に基づき実施 予防接種法第6条第1項の規定による予防接種とみなし同法の規定を適用 住民接種:特措法第46条に基づき実施 緊急事態宣言有 予防接種法第6条第1項の規定による予防接種とみなし同法の規定を適用 緊急事態宣言無 予防接種法第6条第3項の規定による予防接種とみなし同法の規定を適用	【予防接種法に基づく事務】 ①予防接種法第5条第1項の規定に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、 定期の予防接種を実施する。 ・予防接種の実施に係る事務 ・予防接種台帳の作成、管理、保存に係る事務 ・健康被害の救済措置に係る ・予防接種費用の実費徴収に係る事務 (予防接種法第2条第3項及び第6条第3項に規定するB類疾病について、実費を徴収する。ただし、経済的理由により、その費用を負担することができないと認める時は徴収しない。) ②予防接種法第6条に規定する臨時に行う予防接種について、厚生労働大臣及び都道府県知事より	事後	修正のため委員会への報告なし
令和7年12月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	【「特措法」という。】による予防接種の実施に関する事務】 特定接種:特措法第28条に基づき実施 予防接種法第6条第1項の規定による予防接種とみなし同法の規定を適用 住民接種:特措法第46条に基づき実施 緊急事態宣言有 予防接種法第6条第1項の規定による予防接種とみなし同法の規定を適用 緊急事態宣言無 予防接種法第6条第3項の規定による予防接種とみなし同法の規定を適用	【「特措法」という。】による予防接種の実施に関する事務】 特定接種:特措法第28条に基づき実施 住民接種:特措法第27条の2に基づき実施 特定接種:特措法第28条に基づき実施 予防接種法第6条第3項の規定による予防接種とみなし同法の規定を適用	事後	修正のため委員会への報告なし
令和7年12月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	健康管理システム、総合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム、総合宛名システム、中間サーバー	事後	R6.3.31ワクチン接種記録システム(VRS)終了のため
令和7年12月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	【母子保健法に基づく事務】 ・妊娠の届出の受理、母子健康手帳の交付に係る事務 ・低体重児、未熟児の届出の受理に係る事務 ・妊産婦健康診査の受診台帳管理、保存に係る事務 ・乳幼児健康診査の受診台帳管理、保存に係る事務 ・妊産婦の訪問指導等に係る個人カルテ作成、管理、保存に係る事務 ・新生児及び乳幼児訪問指導等に係る個人カルテ作成、管理、保存に係る事務 【予防接種法に基づく事務】 ①予防接種法第5条第1項の規定に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、 定期の予防接種を実施する。 ・予防接種の実施に係る事務 ・予防接種台帳の作成、管理、保存に係る事務 ・健康被害の救済措置に係る ・予防接種費用の実費徴収に係る事務 (予防接種法第2条第3項及び予防接種法第6条第3項に規定するB類疾病について、実費を徴収する。ただし、経済的理由により、その費用を負担することができないと認める時は徴収しない。) ②予防接種法第6条に規定する臨時に行う予防接種について、厚生労働大臣及び都道府県知事より 指示があった場合は、定期の予防接種に準じた事務を実施する。 【新型コロナウイルス等対策特別措置法(以下、「特措法」という。)]による予防接種の実施に関する事務】 特定接種:特措法第28条に基づき実施	【母子保健法に基づく事務】 ・妊娠の届出の受理、母子健康手帳の交付に係る事務 ・低体重児、未熟児の届出の受理に係る事務 ・妊産婦健康診査の受診台帳管理、保存に係る事務 ・乳幼児健康診査の受診台帳管理、保存に係る事務 ・妊産婦の訪問指導等に係る個人カルテ作成、管理、保存に係る事務 ・新生児及び乳幼児訪問指導等に係る個人カルテ作成、管理、保存に係る事務 【予防接種法に基づく事務】 ①予防接種法第5条第1項の規定に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、 定期の予防接種を実施する。 ・予防接種の実施に係る事務 ・予防接種台帳の作成、管理、保存に係る事務 ・健康被害の救済措置に係る ・予防接種費用の実費徴収に係る事務 (予防接種法第2条第3項及び予防接種法第6条第3項に規定するB類疾病について、実費を徴収する。ただし、経済的理由により、その費用を負担することができないと認める時は徴収しない。) ②予防接種法第6条に規定する臨時に行う予防接種について、厚生労働大臣及び都道府県知事より 指示があった場合は、定期の予防接種に準じた事務を実施する。 【新型コロナウイルス等対策特別措置法(以下、「特措法」という。)]による予防接種の実施に関する事務】 特定接種:特措法第28条に基づき実施	事後	R6.3.31ワクチン接種記録システム(VRS)終了のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項 別表第一の10、49、93の2項 ・番号法第19条16条号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項 別表の14、70、126の項 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	R6.3.31ワクチン接種記録システム(VRS)終了のため
令和7年12月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【情報提供の根拠】 1. 番号法第19条第8号及び別表第二16の2項、16の3項、115の2の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2 【情報照会事務】 1. 番号法第19条第8号及び別表第二16の2項、115の2の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153、154報を定める命令第59条の2 【情報照会事務】 ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153、154	事後	修正のため委員会への報告なし
令和7年12月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年12月10日 時点	令和3年12月10日 時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和7年12月25日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業判断の根拠	—	十分である	事後	新様式に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
令和7年12月25日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業判断の根拠	—	ダブルチェックやミスが発生しないような体制づくりをし、対策をしている。	事後	新様式に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
令和7年12月25日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	9) 従業者に対する教育・啓発	事後	新様式に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
令和7年12月25日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分【再掲】	—	十分である	事後	新様式に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
令和7年12月25日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	—	毎年、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)は、市が実施する研修を受講している。課長に確認を受け、職員全員が研修を受講している。	事後	新様式に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
令和8年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	香美市総務課総務班 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号 電話0887-53-3111	香美市総務課 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号 電話0887-53-3111	事前	機構改革による修正であり、重要な変更には該当しない。
令和8年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	香美市健康推進課親子すこやか班 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号 電話0887-52-9281	香美市健康推進課 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号 電話0887-52-9281	事前	機構改革による修正であり、重要な変更には該当しない。